

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和8年3月30日

秋 田 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				雄和左手子、雄和向野	無	R6年度～R10年度	左手子「郷の会」
○				柳田、太平八田、太平目長崎、太平中関、太平寺庭、太平山谷、太平黒沢	無	R6年度～R10年度	孫左衛門組織組合広域協定
○				金足吉田	無	R6年度～R10年度	吉田営農組合
○				下北手松崎	無	R6年度～R10年度	松谷会
○				雄和田草川、雄和芝野新田	無	R3年度～R7年度	山崎地区保全会
○				田草川、寺沢、畑谷、四ツ小屋末戸松本、鹿野戸沖村	無	R4年度～R8年度	沖村地区保全会
○				雄和碓田	無	R5年度～R9年度	碓田保全会
○				河辺岩見	無	R6年度～R10年度	鶴養農村景観保全会